

日程	地区名	申告(受付)会場
2月27日(金)	年金所得者	中山地区 公民館 (保健センター 講義室)
3月2日(月)	泉町1~4、福元、高岡	
3日(火)	柚之木、重藤、永木、福住、梅原、添賀	
4日(水)	豊岡1・2、東町、門前	
5日(木)	平村、栃谷、日南登、漆、福岡	
6日(金)	坪井、小池、野中、大矢、影之浦、栗田2・3	
7日(土)	榎峠、竹之内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪之内、村中	
9日(月)	山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、犬寄	
10日(火)	上長沢、長沢団地、下長沢、平沢	
11日(水)		
12日(木)	中山地区全域	
13日(金)		

日程	地区名	申告(受付)会場
2月27日(金)	年金所得者	双海地域 事務所
3月2日(月)	高野川、小網、城ノ下、灘町	
3日(火)	本郷、塩屋、唐崎	
4日(水)	三島、岡、日尾野、粒野、大栄、奥大栄	
5日(木)	両谷、久保、高見、東峰、犬寄	
6日(金)	本谷、石久保、間住、富岡、日喰、奥東、奥西、池ノ久保	
7日(土)	上浜、下浜、本村、富貴、松尾、壺神、満野空、満野浜	

※双海地区については、3月9~16日(土・日曜日を除く)は、随時申告(受付)を行います。

### 障害者控除対象者認定書の交付について

身体障害者手帳を持っていない方も、満65歳以上で介護認定を受けている方は、税法上の障害者控除を受けることができます。(一定要件あり) 控除が受けられる方には、「障害者控除対象者認定書」を交付しますが、そのためには、福祉課で申請をする必要があります。

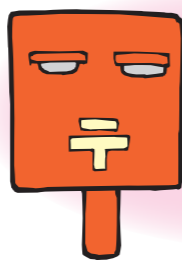
**■申請方法**  
福祉課に障害者控除認定申請書と介護保険証の写しを提出してください。申請書は福祉課窓口でお渡しします。審査の後、控除が受けられる方には、障害者控除対象者認定書を後日送付します。

**■問い合わせ** 福祉課障害者福祉担当(☎982-1111、内線553・556)

### 市・県民税の申告受付日程

◇受付時間 9:00~11:00、13:00~16:00

日程	地区名	申告(受付)会場
2月15日(日)	鵜崎、両沢、唐川、平岡、大平	大平地区 公民館
16日(月)		
17日(火)	上野、宮下、八倉	上野地区 公民館
18日(水)		
19日(木)	上三谷、下三谷	
20日(金)		
21日(土)	事業所得関係(別途ご案内している方)	伊予市 市民会館
23日(月)	灘町、湊町、米湊	
24日(火)		
25日(水)	下吾川	
26日(木)	上吾川	
27日(金)		
28日(土)	事業所得関係(別途ご案内している方)	中村地区 公民館
3月9日(月)	三秋、森	
10日(火)	本郡、尾崎	
11日(水)	中村、市場、三島	
12日(木)	稲荷	伊予市 市民会館
13日(金)	年金所得関係(別途ご案内している方)	
14日(土)	事業所得関係(別途ご案内している方)	
15日(日)	伊予市全域	
16日(月)		



**申告書は郵便で提出することもできます**

今月号の広報いよしといっしょに配布している「平成21年度分市民税・県民税申告説明書」を参考にしてください。

### 所得税の確定申告も3月16日(月)までに!

平成20年分の所得税の確定申告の税務署窓口での相談及び申告書の受け付けは、2月16日(月)から始まります。なお、税務署の閉庁日(土・日曜日、休日等)は、相談及び申告書の受け付けは行いませんが、郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより、提出することができます。(※松山税務署では、2月22日・3月1日の日曜日に関し、確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。)

**◎申告書はホームページから入手できます!**  
確定申告の用紙は、税務署又は市役所に置いていますが、国税庁ホームページからも所得税の確定申告書を作成することができます。(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)

**■問い合わせ**  
松山税務署及び電話相談センター(☎941-9121)

**国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者も必ず申告を!**

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算には、前年の所得の申告が必要で、前年中にまったくとく所得がなかった場合や所得が遺族年金や障害年金のように、市県民税では非課税となる場合にも必ず申告をしてください。

○税金の計算で各種の控除が受けられません  
○国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置等が受けられません  
○所得証明書や課税証明書の発行ができません

申告が必要な方	
○平成21年1月1日現在に伊予市に居住している方で、下の「申告が不要な方」に該当しない方。	
(例)	
・平成20年中に営業・農業・不動産(地代・小作料等を含む)・日雇い・アルバイト等の収入があった方	
・給与所得者で、給与以外の所得があった方(給与以外の所得が20万円以下で、所得税の申告が不要な方も市・県民税の申告が必要です。)	
・給与所得者で年末調整を受けていない方	
・生命保険満期等の受取金・生命保険契約に基づく年金(個人年金)、配当金があった方	
・国民健康保険等に加入している方	
・所得がないが、家族の扶養にもなっていない方	
申告が不要な方(申告義務免除)	
	医療費控除など、各種の所得控除を受けようとする場合は申告をしてください。
給与所得者	平成20年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
公的年金等受給者	公的年金等(国民年金・厚生年金など)の所得のみの方
所得税確定申告書を税務署に提出している方	
申告に必要なもの	
印鑑・筆記用具・電卓	印鑑は認印でかまいません
所得計算に必要な書類 ・源泉徴収票 ・収支内訳書	給与、公的年金等の所得⇒「源泉徴収票」 事業、不動産⇒「収支内訳書」(収入、経費を必ず集計しておいてください。) 固定資産税課税明細書等
医療費の領収書	医療費控除を受ける場合に必要です。(事前に集計しておいてください。)
保険料等の証明書	国民健康保険税、健康保険料、国民年金ほか ※国民年金保険料については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要 生命保険料・地震保険料の支払証明書
本人名義の金融機関・口座番号の分かるもの	所得税確定申告で還付が発生した場合に必要です。

市・県民税の申告は、平成21年度分の市・県民税、国民健康保険税等を計算するための大切な資料となりますので、3月16日(月)までに申告をお願いします。

**申告をしないとい...**  
税金の計算で各種の控除が受けられません

申告のない場合は、軽減措置の適用が受けられなくなります。必ず期間内に申告をしてください。

**市・県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けようとする方**  
市・県民税での「住宅借入金等特別税額控除」の適用を受けようとする方のうち、給与所得者で職場での年末調整を受けており、所得税の確定申告をしない方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告を提出しない納税者用)」を3月16日(月)までに、市に提出してください。

金等特別税額控除」の適用を受けようとする方のうち、給与所得者で職場での年末調整を受けており、所得税の確定申告をしない方は、「住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告を提出しない納税者用)」を3月16日(月)までに、市に提出してください。

市のホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)で申告書を作成することができます。

**個人住民税の寄附金控除の対象が広がりました**  
平成20年度税制改正により、個人住民税(市民税・県民税)の寄附金控除制度が拡充

されました。所得税の控除対象となる寄附金に、自治体が条例で指定した寄附金(住民の福祉の増進に寄与する寄附金など)が新たに控除対象となりました。この条例による指定は、平成20年1月1日以降になされた寄附から適用となります。

# 市・県民税の申告は、**3月16日(月)まで**

期限内に正しい申告を!

**■問い合わせ**  
伊予市総務部税務課  
☎982-1111  
(内線531・534)